

# 濃東

(5) 2016年(平成28年)12月9日(金)



名古屋高裁では美濃  
加茂市長に対する一審  
無罪の判決は破棄され  
懲役一年六月(猶予三  
年)となつた。

受け取つた三十万円  
は没収(追徴金)とさ  
れた。

店「山家住吉店」で二十万  
円を受け取つたことの犯罪  
の証明はされてゐる。

②一審無罪判決には、明ら  
かな事實誤認がある。

③本件は市会議員で市長に  
なるうとする者であつた市  
長の收賄事件である。

④多額とは言えないが、公  
職で要職にある者としては  
安易に犯行に及んだ。

⑤公務員の職務の公正を害  
しかるに市長は多忙な中  
盛り上がつたこと」「いつも  
は明らかである。

⑥中林が美濃加茂のガスト  
で四月二日に会つた目的は  
現金を渡すことであつたの  
は明瞭である。

⑦しかし翌日の中林とのメ  
ールでは「山家での会合が  
話したかなんの為に会つた  
とを法廷で述べた。

⑧市長は「金を受け取つた  
のでないか?」という自  
己に不利に働く事実関係に  
ついて(もつと具体的に反  
論しておべきであるの  
に、あいまい、不自然な供  
述に終始している。

⑨市長は記憶どおり真摯に  
供述しているのが疑問を抱  
かざるをえない。

⑩市長の一審法廷供述は中  
林証言の信用性を左右しな  
い。

⑪「私の容疑は一切事実  
無根であり現金は受け  
取つていない。この場  
で強く誓う」

と述べるが、あいかわ  
らず事実無根といふだけ  
では高裁判決に対す  
る具体的反論になつて  
いない。

⑫市長は三月七日、名古  
屋「木曽路錦店」での会合  
直後から、市長は「防災課」  
に宿泊した代金を中林が払  
ったことを市長は当然了解  
する。

⑬市長は四月二十五日も、  
名古屋の「山家店」で中林  
していたとしか思えないの  
において発言を行つた。

## 弁護士日記

### 美濃加茂市長の逆転有罪事件①

#### 美和 勇夫

で、わざわざ時間を作り中  
林、知人らと会つたのに、  
意が示されている。

その会合の目的が何であつ  
たのか、記憶がないと言つ  
ているのは不自然である。

④市長選挙の際、応援のた  
め知人が美濃加茂市の旅館  
に宿泊した代金を中林が払  
ったことを市長は当然了解  
する。

⑤市長は四月二十五日も、  
名古屋の「山家店」で中林  
していたとしか思えないの  
において発言を行つた。

(続く)

#### 現金授受に至る経緯

①二十五年三月七日、名古

屋「木曽路錦店」での会合

直後から、市長は「防災課」

に対し「浄水プラント」導

入に向け働きかけ、市議会

において発言を行つた。

すみません」という感謝の  
言葉が示されている。

④最高裁判上告は九十九  
%きびしい。

②二十五年三月二十八日、  
防災課長が中林を呼び出し  
浄水プラントの打ちあわせ  
がはじまつた。  
※

③市長は「金を受け取つた  
のでないか?」という自己に  
不利に働く事実関係について  
(もつと具体的に反論してお  
べきであるのに、あいまい、不  
自然な供述に終始してい  
る)。

④市長は記憶どおり真摯に  
供述しているのが疑問を抱  
かざるをえない。

⑤市長は十一月二十九日  
の議会で、高裁判決でここまで  
断罪されているのに市長は、十一月二十九日  
の議会で、

「私の容疑は一切事実  
無根であり現金は受け  
取つていない。この場  
で強く誓う」

と述べるが、あいかわ  
らず事実無根といふだけ  
では高裁判決に対す  
る具体的反論になつて  
いない。

⑥最高裁判上告は九十九  
%きびしい。